

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録

1 開催日時

令和4年8月12日（金）午前10時開議

2 開催場所

第1委員会室

3 会議に付した案件

- 1 大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和5年度）《通称「青本」》について
- 2 行政区再編協議
 - (1) 協議会のあり方について

10:40

2 行政区再編協議

◎結論

協議会のあり方のうち、区協議会及び地区コミュニティ協議会の基本構成については、当局の案を了承することとし、運用面については引き続き、協議を図っていくこととしました。また、区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項について、当局から説明があり、会派に持ち帰り検討することとしました。

◎発言内容

(1) 協議会のあり方について

○高林修委員長 それでは、協議を再開いたします。

協議事項2－(1)協議会の在り方につきまして、各会派から検討状況を発表いただきたいと思いますが、なお、各委員の皆様には前回委員会で頂いた御意見等を参考に、協議会の構成イメージ図の修正版を事前に配付させていただいております。それも踏まえて検討状況を発表いただきたいと思います。まずは自民党浜松。

○齋藤和志委員 最初に、今、委員長からお話があったとおり、前回の資料よりも大分ブラッシュアップされて、大変分かりやすく整理されたいい資料かという思いがあります。それで、会派としては、大枠はこれでいいという意見でございますので、お願いしたいと思っております。

ただ、1点、少し確認させていただきたいことがありまして、この中の表の地区コミュニティ協議会、これを任意で設置してということで、ここの協議会がいわゆる地域分科会に住民発意の提案等を上げて、それが地域分科会で協議されていくという、ここのところですが、これはいわゆる地方自治法の第252条の20の規定で設置されるということになってきますと、ここの区協議会は第202条の7の特別自治区の規定である区協議会の権限を準用してということになってくると思いますので、その部分の意見を申し述べるという、そういうことの根拠はそういう形でやっていかれるという理解でよろしいかだけ確認させてください。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 今のところは、この図で言うところの1-②の矢印についてどの規定でということであるか、1-①の矢印のところであるかということを確認したいと思います。

○齋藤和志委員 この地域分科会で第202条の7の条文を読みますと、「区協議会は市長またはその他の市の機関により諮問されたもの、又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べるができる」という書きぶりがありますので、ここを根拠として、この協議会、分科会で協議して、市長なり市の機関に意見を上げるという、そういう解釈でいいかということだけ確認したいと思います。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） この図で申し上げますと、1-②の矢印、それから2-③の矢印、この部分が今の条文に該当するところということで考えております。

○齋藤和志委員 はい、分かりました。

○高林修委員長 それでは、創造浜松。

○太田利実保委員 会派で協議しましたけれども、特に異論はなく、この表自体も前回からかなり分かりやすく、このポンチ絵の中にその説明も書かれていて、非常に分かりやすいということで、創造浜松としてはこの案で了承していきたいと思います。

○高林修委員長 市民クラブ、岩田委員。

○岩田邦泰委員 図はおっしゃるように、本当にうまく表現していただいて、流れも重要なものからだんだんと左へ流れているということで、分かりやすく作っていただいていると思います。

以前からの発言の端々で言わせてもらってきたことで、形はどうあれ、運用で皆さんの建議であるとか、要望であるとか、そういうのを吸い上げる運用のほうが大事だよと思ってきている中でございますので、形はこれにして、その次の運用をどう考えるかというところの議論を進めたほうがいいのかと思っておりますので、これは了としたいと思っております。

○高林修委員長 それでは、公明党、松下委員。

○松下正行委員 公明党もこの修正の基本構成図、基本的には了承したいと思いますが、1点会派の中で出たのは、今の自治会が中心となる様々な市からの委託とか、そういうのがある中で、50の地域自治の地区コミュニティ協議会、それと地域分科会、代表会という中で、本当に負担が現行より減るのかということはかなり意見が出ました。ということで、例えば、今、市が進めている自治会のDX、これでこれくらい負担は減りますというものが、今の時点もしあれば説明していただければありがたいと思います。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） この区協議会、住民自治の仕組みの中でない部分については、これまでもやってきたとおり、この先も自治会のDX化など含めまして進めていきます。この図の中で今想定している負担の軽減につきましては、例えば代表会の部分での調整ということを書かせていただいておりますが、こういう部分については書面をもって開催するとか、リモートでの会議で、お集まりいただかなくても簡単な調整事は済ませるとか、そういったところは事務的に進められるような条例、規則等のつくりを考えているところでございます。

○松下正行委員 了解しました。

○高林修委員長 日本共産党浜松市議団、酒井委員。

○酒井豊実委員 全体として、形といますか、形式に流れているのかということです。今も代表会、調整ということと言及されましたが、協議をする本体である地域分科会、これが現行の7つの区をその

まま地域分科会として組織される。天竜区は代表会と地域分科会が一体でありますから、ここに入って7つということで、現行と同じではないかということで、ここに主な協議だとか、住民自治の要望事項で権限が集中することになるわけで、現在の制度との違いというのがなかなか説明つかないのではないかとこのところの疑問点が1つ。

それから、最下段の50の地区コミュニティ協議会を任意でありますけれども、設置するというところではありますが、他会派からも意見が出ていたかと思っておりますけれども、現在の自治連も運営が大変だったり、まちづくり協議会があるところもなかなか大変だったりしているわけで、非常に重荷になっているところもあったり、形はつくっても実際にそこに参画、選ばれて協議する人たちが本当に大変だと。あるいは二、三人分の重荷を背負って参加するというところもあったりして、本当に機能できるのかという心配が、会派だけではなくて、市民の皆さんの意見も少し聞いてきた中でも出てきているということが意見あるいは疑問です。

○高林修委員長 それは御意見ということでよろしいですか。

○酒井豊実委員 現行の7つの区に全く合わせた形で地域分科会を設置されるという案になっているわけですが、この間の提案の中にもあったような気もしますけれども、もう一度再確認として、中、東、西、南、北、浜北と、あるいは天竜を加えればということですが、このように地域分科会を分けた理由について簡単明瞭に説明していただきたいです。

○高林修委員長 酒井委員、この基本構成図は前回お示ししたものの修正版ということで、各会派の皆さんもおっしゃったように、非常にいい形になってきているということで、もともと前回A4で示した形は、特に変わっていないわけですよ。ここにあるように、矢印がかなりきちっとしたものに加えていただいてということですから、そういう御質問であれば、前回のときにさせていただきかたし、当局としてもあえてここで答えする必要は、私はないと思っています。

それから、最後の50の地区コミュニティ協議会については、これはあくまでまずは任意ということです。今後、これでやっていけるかという御懸念はもっともだと思いますけれども、それは将来のございますので、今は骨格をきちっと決めていくことが大事だと思っていますので、共産党さんの御意見としては賜ります。

特に当局からは、あえて答弁したいということであれば、お願いします。

○市民部長 まず、地区コミュニティ協議会に関しましては、ここにもお示ししているとおり、基本的に任意の設置ということで、これは地区コミュニティ協議会をつくったほうがやりやすいと地域でお考えいただくところがあれば、それは制度の箱を用意していくと。そうではなくて、まだこれから自治会等を中心とした現状の組織の中でやっていきたいというお声があれば、そこきちんとなつなっていくということで、地区コミュニティ協議会が設立されるか、されないかによって、この矢印の取扱いを違うものにしていくということは、当局として考えておりませんので、そこは地域の主体的な御判断でよろしいかと思っております。いずれにしても、しっかりやっていかなければならないと考えております。

○高林修委員長 それでは、各会派の検討状況を……。

○太田康隆委員 ちょっと当局に確認だけしておきますが、この区協議会をそれぞれ構成する人数ですけれども、おおむねこういう形でというふうに理解していました。これは、例えば上限とするということなのか、フィックスでそれぞれの分科会については20人という形のものにしていくのか。この20に割り振ったというのは、公平性からすると非常に分かりやすい、そういう意図は見えるのですけれども、その辺を確認しておきたかったです。フィックスなのか、上限という考え方なのか、おおむねという考

え方も含んでいくのか、その辺のことです。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 現状、当局からの案としては、この人数でということでお示しております。これは各区協議会の会長さん、あるいは委員の人選をしていく中で、まずあまり人数が多過ぎると会議として体をなすことが大変だというような御意見があったところを踏まえています。

それから、人選をしていくときにも多過ぎると人を選ぶのが大変で、結果、発言をあまりしないような方が委員になってしまって、議論が活発にできないというところを踏まえて、なるべく御負担が少なく、なおかつ地域の御意見を上げていただける形ということで、このぐらいの人数が適当ではないかということでお示しています。

今後、御意見を伺う中で、例えば現状20人ではなくて25人でやっているような区協議会もありますので、その辺の御意見も伺いながら、上限とするとか、そういった示し方もできるものとは思っておりますが、今の時点では案としてはフィックスということで上げております。

○太田康隆委員 はい、了解しました。

○酒井豊実委員 先ほど、私の最初の質問というか会派の疑問として、7つの地域分科会、前回の資料では、改めて見ても現行の区協議会を基盤に7という数字がぼんと出ているだけで、今回初めて、中、東、西、南、北、浜北、それと天竜というところが人数も含めてきっちり出て、ここで協議をしていくのだという流れも明確にされたと思います。そういう点では、会派に戻っても、その辺のところの理由といたしますか、例えば、なぜ7に分けて8ではないの、5ではないのというところの説明について改めて分かりやすく聞いておきたいと思います。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） まず、最初に立ち返りますと、区の再編そのものは行政組織の再編であって、住民自治とか住民の皆様には御負担とか御迷惑をかけることがないようにというところがあったかと思えます。そうした中で、区協議会の皆さん、それから自治会連合会の皆さん、地域のいろいろなところに携わっている皆さんにお話を聞いたところ、まずはこの現行の7つの体制で動いていきたいという御意見が強いというところがありました。

この形を維持する中で、また今後についてはどう区協の組織が動いていくかということは先のお話にはなりますけれども、現状、再編スタートする時点ではこれでいきたいという地域の御要望にお応えしたものだと考えております。

○酒井豊実委員 自治連の会長さんの会議の中でもそのような話が出ていたというのが、かつての報告の中にあっただかということをおしえております。会派でまたいろいろ話をしていきたいと思えます。

○高林修委員長 各会派の検討状況を発表していただきました。区協議会、地区コミュニティ協議会の基本構成については、先ほど一部御発言がありましたが、運用等に関する御意見もあろうかというふうに思いますが、このところは条例づくりを進めるに当たって、まず委員の皆さんには住民自治の強化のイメージとして、この枠組みでいいのか御協議をいただきたいと思えます。

先ほどの酒井委員以外の各会派の発表を聞いてみると、了とするということでございますので、あえてここは委員間討議をするつもりもありませんし、当局の確認も先ほど太田康隆委員も質問され、また齋藤委員も質問されましたけれども、ほかにもし当局へ確認したいことがあればここでおっしゃっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○関イチロー副委員長 以前のA4の資料ですと区協議会という名称があったのです。今回のA3のものになると代表会という名称に変わっている。それから、その辺の兼ね合いがどうなのかなということ

ころと、その区協議会の中に、これはA、B、天竜区ということで人数が書かれていますけれども、区の協議会のA3の場合には4名から16名という格好で書かれています。この辺のところ、ベースとしてはこれでいいと思いますが、細かいところでこの書き方のところの相違というのを御説明いただけますか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 前回の図では、今回の図で代表会と書かれているところに区協議会、それから、下のところに地域分科会ということが記載されておりましたが、組織や運営、条例の構成を少し意識しながら考える中で、区協議会はどこかといったときには、この大きな薄い青い部分、この全体が区協議会であって、その中の会議の運営について代表会と地域分科会の2つに分けて運営をするということを想定しております。ということで、今回、大きな薄い青いところ全体が区協議会、そして、A区協議会については、この大きな枠組みの中で80人の委員が選任されるということです。そして、この80人の委員が地域分科会の中、南、東、西ですね、それぞれに20人ずつ委員会的に割り振られまして、その中から代表になっている仮に正副の委員長のような方がそれぞれの分科会にあるとしたら、それらが代表会のほうに上がって行って、8人で調整や議論をするというような動きになっております。少し行ったり来たりするのですけれども、そういった形を意識した中で人数、それから名称を少し変更したところがございます。

○関イチロー副委員長 今の説明は分かります。今後の課題としていただければと思うのは、全体を区の協議会としていながら、その中に地域分科会と代表会があるというところ、ここの3つの名称がここにあるということ自体が非常に分かりにくいところではあるのだろうなど。説明としては分かりますけれども。そこのところ、もう一工夫必要ではないのかなと思っておりますので、その部分については検討をお願いしたいと思っております。

続いていいですか。

○高林修委員長 はい、どうぞ。

○関イチロー副委員長 そうした場合に、区の協議会の天竜区の協議会20名という人数、これは具体的に出てきているのですけれども、現行では25人ですよね。そこのところの人数の差というのはどうお考えでしょうか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 天竜区につきましては、個別の事情がいろいろとあるところがあるのですが、まず、この図の中で言うと、地域自治の一番下のピンクの部分、ここから委員さんは上がってくるということは天竜区においても同じであると思っています。それぞれの中山間の5地域から人数のバランスを考慮して人選をしていくということで、区協議会の中では地域の意見を持った委員の方が上がってくるということを想定しています。そうした中で、なかなか天竜区については人を選ぶことが難しい状況にあると。人口そのものが少ないであったり、地域の中で動ける方が減ってきているので、人数そのものを選ぶのが大変だという事情があるということもお伺いしたものですから、20人という人数を想定しまして、その中で地域の意見としてはしっかりと地域の代表の方が委員になっていけるような、そういった仕組みで動かしていくということを想定しての人数の構成でございます。

○関イチロー副委員長 これは要望ですけれども、この天竜区の区の協議会というもの、これ自体は地元の方たちがそれで十分だというお話なので、その事情を酌んでこういう形で残していると私自身は理解をしています。その中で、今の20人というのが、果たして天竜区の協議会とやり取りをした人数なのか、それとも今おっしゃられたように、酌んだ状態でのものなのかというのは少し意味合いが違うと思いますので、ここも一度現場の区の協議会の御意見をお伺いして、すり合わせをしていただけたらと。

個人的には25人になっても構わないとは思っています。

それと、次に、代表会のA区、それからB区の代表者、これも具体的に8人ずつということですが、この辺は人数的な、人口的な部分も含めてですけれども、同じ数でいいのかどうなのか、その根拠と理由について教えていただけますか。言ってみればA区の場合ですと、会長、副会長が出てきてと。それから、B区の場合ですと、会長、副会長プラスアルファ2人ずつという人数ですけれども、その辺の人数的な配分というのはどうお考えですか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） まず、天竜区のところですが、人数についてはしっかりと確認して、20人あるいは地域の要望でもう少しということがあるようであれば、そこは数字を変えていくようなことを考えていきたいと思えます。

そして、今の代表会の部分ですが、A区につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、各地域分科会から正副2名が上がっていくということで考えています。同じ考え方でいきますと、B区の代表会は4人ということになるのですが、今この代表会が何を仕事としてやっていくかということを担当として考えている中では、単なる調整だけではなくて、ある程度この中で諮問に対して代表会が答申を単独で返していくというようなことも想定をしているところがございます。

そうした中で、議論をするには、30人もいたら多いというのがありますが、4人では少ないのではないかとというようなところもありまして、根拠としては特に明確にあるわけではないのですが、A区と同じように8人程度で議論をするということが多様な意見が出るという上ではよいのではないかとということで8人という人数にさせていただいております。

○関イチロー副委員長 承りました。その辺のところについては、また委員の皆さん方の御意見を何となく少ないのだから倍にしますね、というのでいいのかどうかというのは議論したいと思えます。

最後にもう1点だけ、協働センターの下のところ、2ポツ目のところに地域課題解決事業の予算と書いてありますけれども、お分かりになりますか。緑色で協働センターというのがあって、2ポツ目のところの協働センターを核とした地域課題解決事業の予算、これは何を想定されていますか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） これは現状、今の制度の中にもあるのですが、地域力向上事業という区役所費の中の予算のうち、1つの協働センター当たり15万円を、協働センターを核とした地域課題解決事業ということで振り分けしております。これは区の中で動かしておりますので、必ずしも全ての協働センターで執行されない場合もあります。幾つかの協働センターが合同で何か事業をやる場合もあるのですが、数字としましては、1協働センター当たり15万円という予算が現状で置いている部分がございますので、これを活用して地域の協働センター単位で何がしかやりたいというような事業に対しての予算に役立てていただきたいということで、これを存続していきますということを記載しているものでございます。

○関イチロー副委員長 そうすると、今、地域力向上事業がありますね。これとの兼ね合いはどういうことになるのでしょうか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） この協働センターを核とした地域課題解決事業は、区役所の地域力向上事業の区課題解決事業、いわゆる区が直接執行する部分、助成ではない部分ですね。その直接執行する予算の中の1つの協働センターの持ち分とか割り振りとか、そういったところで置いているものになっています。ですので、この地区コミュニティ協議会や地域分科会の中で出た課題に対して、協働センターの直執行の事業として実施することも考えているものです。

○関イチロー副委員長 ちょっと瑣末な話ですけれども、それ自体は具体的にどういうふうに使われ

ているという事例があるのですか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 委員がよく御存じのところでございますと、パーラー公民館などで使われているものになっております。

○関イチロー副委員長 はい、分かりました。

○高林修委員長 よろしいですか。

○関イチロー副委員長 はい。

○市民部長 副委員長からの冒頭の御質問の中で、図で言いますと青い枠の白抜きで区協議会と書いているところについての二層、代表会と地域分科会についての御質問がございました。主に矢印の2のところですね、右側のところの矢印のやり取り、代表会、地域分科会を通じてやり取りをしていくという矢印の部分について申し上げますと、当局としましては、例えばこれは市議会における本会議と常任委員会の関係にある程度参考にしつつというか、イメージに置きながら、こうした形で回していきたいということで考えているものでございます。

条例の中では白抜きのところでお示したような形で規定を置いていくというふうに考えておりますので、またこの後、条例事項については、この特別委員会の中でいろいろと協議をしていただくということになっておりますので、副委員長が御指摘をされたいいわゆる工夫の部分については、またその中で御質問等をいただければと思います。具体的にどういう工夫が必要なのかというのは、我々とする議会の本会議、常任委員会のような立てつけをここへはめていくと、ちょうどまく回るのではないかとイメージしているところがございますけれども、それをどういうふうに工夫をというお話があるようでしたら、またその議論の中でお話をいただければと思っております。

○高林修委員長 それでは、協議会の在り方のうち、区協議会及び地区コミュニティ協議会の基本構成については当局の案を了承することとし、運用面については、また引き続き協議を図っていくことといたします。

この際、当局から発言を求められておりますので、これを許します。

[資料の配付]

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） ただいま区協議会及び地区コミュニティ協議会の基本構成について、大枠のこの形については御承認いただけたということで、今資料を配付しておりますが、これに基づいて条例を規定していくと、こういったところが規定事項になりますというようなところを御説明申し上げたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○高林修委員長 今、皆様のお手元に区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項についてという4枚つづりがホチキス留めしてありますけれども、お配りされたと思います。

それでは、藤田課長から説明をお願いいたします。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） それでは、先ほどの図と、今配付しました資料を併せて御覧いただきたいと思います。

まず、主な規定事項についての1枚目でございますが、1枚目はインデックスのような形になっております。条例としては、まず1つ目で（1）区協議会、これが図で言うところの薄い青い区協議会のところの総論的に規定をする部分になります。それから、（2）の代表会、これはその薄い青い中の小さい代表会ですね、ここの部分についての少し個別の規定をするものになります。そして、その下、3の地域分科会について、これも区協議会の中の下地域分科会についての若干細かい規定になります。そして、地区コミュニティ協議会については、一番下のピンクの部分、ここについて設置ができますよと

というようなことを規定するというような構成になっておりますので、これに従って、次のページから説明をさせていただきます。

下のページの番号は3ページになりますが、区協議会の設置に関する条例等の主な規定事項についてということで、図に基づいて条例で規定するものを整理したものとということになります。

まず1つ目、1の条例で(1)区協議会です。これは区協議会全体を総論的に規定していく部分になります。

ナンバー1のところです。まず、区協議会については、地方自治法252の20の7に基づく区地域協議会として置きますよということを明確に規定していきます。これは現行の条例の中でも、旧とありますけれども、新旧という意味で旧ということで、現行条例の第4条の中でも同様な規定をしているところになっております。

それから、ナンバー2、区協議会の名称と、そして委員の定数も条例の中で規定をしていくことになります。区名はまだ決定しておりませんので、仮にですけれども、A区協議会80、B区協議会40、天竜区協議会は20人とそれぞれ人数まで条例の中で規定をしていく、あるいは何人を上限とするというような形にして、規則の中で決めるところを委任していくというやり方も条例の仕組みとしてはございます。

3の区協議会の構成については、これは旧条例の中には規定はございません。新しいものになります。当局案のところの枠を御覧いただきたいのですが、区協議会は代表会と地域分科会で構成するということを条例の中で明記します。ただし、天竜区協議会は、代表会と地域分科会を一体で運営をしていくというようなことを規定していきます。

それから、ナンバー4です。区協議会の委員の選任については、これは自治法の規定に基づく区協議会ということになりますので、区の区域内に居住をするものということがどうしてもついてくることになります。ただ、その中で、当局案の2ポツ目です。区協議会の委員の選任に当たっては、地域バランスに配慮するというので、この後に地域分科会に委員がそれぞれ分かれていくということを最初から配慮をした委員の構成にするべきだというようなことを条例に記載していきます。

それから、ナンバー5の区協議会の委員の任期、これも現行条例の中に規定がございますので、同様に示していく必要があると考えております。案としましては、任期は3年、再任は可能ですが、1回限りということで考えております。

4ページ、区協議会の責務ということ。ここは大きな薄い青い部分の図での区協議会の責務ということですので、少し概念的なところが記されているところになります。現行の条例と同様に、地域における市民協働活動の要となるということは明確にうたっていきたいと考えております。

それから、この区協議会に対しての市及び市長の責務ということで、ナンバー7のところに記載がございます。区協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるということ。それから、区協議会の意見をしっかりと受け止めていかなければならないということ。それから、市政に関することについて、区協議会に情報の提供に努めるということを記載していきます。これは現行と同じようになっています。

ナンバー8は区協議会の庶務、事務的なところですが、事務局はどこに置くというようなことを定めていきます。

次に、(2)の代表会の部分です。これが図で言いますと小さい区協議会の中の濃い青の代表会の部分になります。

代表会の名称、委員の定数については、A区協議会8人、B区協議会8人ということで図に示したと

おりです。

それから、ナンバー2、代表会の委員の構成ということで、新しい規定になります。代表会の委員は地域分科会委員の代表者で構成をするということで、代表会では下から上がってきますよということですが、地域分科会の規定についてはこの後に規定をしていくところになりますので、条例上、書きぶりを工夫しなければということであるのですけれども、地域分科会の代表者で構成をするということになります。それから、代表会の会長・副会長、それぞれ置きますという規定です。そして、任期については区協議会委員の任期と同様にするというので、これは事務的なところで現状の条例の中でも規定をされているところになります。それから、代表会の会長・副会長の選任、解任、これも事務的なところになりますが、互選により会長を決めていきますというようなところの規定になります。

5ページ、代表会の権限等ということで、どういう仕事をして、どういう動きになるのかということの動きが出てくるようになります。

1、代表会の権限ということで、1ポツ目です。区協議会の諮問に対して、地域分科会へ審議を付託することができるということで、図で言いますと矢印が2-②の矢印になっています。2-①で市から諮問が区協議会にかけられたものについて、代表会が地域分科会へ付託をすることができるということで、2-②の矢印のことを表しています。

それから、その下のポツです。諮問されたものについて審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができるということで、これは付託をせずにそのまま代表会で審議をすることもできるというようなことで、矢印で言いますと2-③の矢印の代表会のところより上の部分を指しているものになります。

それから、代表会の責務です。地域分科会の意見を取りまとめ市へ提出をするということで、これは図の中で2-③の下から上がってきたものについて取りまとめをして、市へ返していくというようなところの矢印を意味しています。

それから、市の回答を地域分科会へ提供するというので、矢印の2-④の部分です。これまで議論の中でいろいろ出てきましたが、区協議会の委員の皆様が、いろいろな課題等を提案していても、そのフィードバックがないというようなところに問題はあるといって認識しておりますので、これは必ず市の回答をしっかりと地域分科会へも返していくというようなところを条例に明記をしていくことを考えております。

それから、市の責務です。区協議会の意見に対して、市は回答を報告しなければならないということで、これは矢印で言うところの2-④になっております。必ず回答をして、その回答が地域分科会、ひいては地域コミュニティ協議会のほうへしっかりと下りていくというようなことを動きとしてつくっていくということになります。

それから、市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し云々というこの3つの部分ですけれども、これは市から諮問をする部分、2-①の矢印の部分を表しています。これは自治法の中にも規定がございまして、幾つかのことについては市がしっかりと区協議会へ諮問をしなければいけないというような規定がされている部分がございます。それを文字に書き起こしますと、こういった形で区役所が所掌する事務に関すること、市が行うその区域に係る事務に関すること云々ということがありますので、自治法に基づく区協議会として役割をしっかりとここにうたっていく必要があると考えております。

それから、ナンバー6、代表会の会議。会議の運営、誰が招集するかというようなところについて、

事務的なところも条例の中で定めをしていきます。

6ページ、(3)の地域分科会についてです。こちらは、先ほどの代表会とほぼ同じような形で項目を設けておりますけれども、まず、ナンバー1として、地域分科会の名称と委員定数がございます。それぞれの地域分科会を現状では20人という案で示しております。

それから、地域分科会の委員の構成ということで、この委員構成についても、これまでにない規定になりますので、新しい部分になります。これは指定された地域内(旧区単位)とありますが、地域内に住所を有する者で構成をするということの基本とするということで記載していきます。

それから、地域分科会の会長及び副会長の人数、任期ということですが、これもそれぞれの地域分科会に会長・副会長を置き、区協議会である任期の間を任期とするということになります。

それから、ナンバー4は、その選任や解任についてです。互選によって行くと。解職することもできるということになっています。

それから、ナンバー5、地域分科会の権限です。これが矢印で幾つか示されていきますが、権限、責務について、下へ行きます。1の地域分科会の権限について、1ポツ目です。地区コミュニティ協議会の提案を受け止めて、そして審議をし、必要な場合は市へ意見を述べるということで、図で言うところの1-①の矢印、これが地区コミュニティ協議会から意見が上がってきまして、地域分科会で審議をし、そしてそのまま1-②の矢印として市へ意見を述べていくというようなところになります。

それから、地域づくりに関することについて必要な場合、市へ意見を述べるということで、これは自らその地域分科会の中で議題として議論をし、市へ意見を述べるということで、1-②の矢印を示しています。

それから、その下のポツです。市長その他の市の機関により諮問されたものに対して審議し、市へ意見を述べるということで、これは右側のほうの矢印になりますが、2-③です。2-②で諮問が付託されたものに対して、2-③で市へ意見を述べていくということを示しております。

7ページ、2、地域分科会の責務になります。これは、市の回答を地区コミュニティ協議会へ報告をしなければならないということで、1-④の矢印のことを指しております。市から返ってきた回答については、地域へ持って帰って、地区コミュニティ協議会へ報告をしなければならないということになっております。

これに対する市の責務が3の市の責務として記載してございます。区協議会の意見に対して、市は回答を報告しなければならない。いわゆるフィードバックをしなければならないということで、これは図で言うと、この1-③の矢印、それから2-④の矢印ということで、上がってきた意見に対してフィードバックをしなければならないということを示しております。

それから、市の施策に関する重要事項であって、区の地域に係るもの云々、諮問または意見を聴かななければならないというところは、これは諮問に関する規定です。2-①の矢印を示しています。これも先ほどの代表会のところで言っていたものと同じですが、自治法の中で諮問をしなければならないということが決められておりますので、それが(1)の諮問事項のところでは表しております。

それから、それ以外のものとして、(2)のところでは協議・報告というのがありますが、これは地域に対してしっかりと説明して御意見を伺う必要があるものということで、市が行う当該地域に係る事務ということの記載があります。パブリックコメントをしたものについて個別に区協議会、特に御意見を伺っていくであったり、地域力向上事業の助成事業の提案ものに対する採択などについての意見を伺う

というようなところは、この地域分科会の中で行っていくということを想定して記載をしております。

ナンバー6については事務的なところです。誰が招集をしていくかというようなところになっております。

8ページ、最後のページです。地区コミュニティ協議会についてです。これは新しい規定になってまいります。地区コミュニティ協議会を設置することができますよということを条例の中でしっかりと明記をしていこうと考えております。この単位ですけれども、地区自治会連合会の単位で地区コミュニティ協議会を設置することができるというふうに、今のところ案としては考えております。

そして、次のポツです。市は地区コミュニティ協議会に対し、必要な支援を講じることとするということで、これがコミュニティ担当職員による人的な支援あるいは会議費や資料作成代といったような会の庶務的なことにかかる費用について予算立てをしていくということを担保する文言となっております。

それから、地区コミュニティ協議会の事務局は、当該地域の協働センターに置くということも明記をしていこうと考えております。

そして、地区コミュニティ協議会は区協議会に対して提案することができるということで、具体的には地域分科会へということにはなるとは思いますが、上の区協議会に対して提案をしていくことができるという権限を持たせるということを考えております。

そのほか地区コミュニティ協議会の認定に係る設置の基準や会の運営方法等については別に定めると規定させていただいて、規則以下で規定をして、少し柔軟な動きができるようにということを考えております。

それから、その枠外、2の規則以下ということで記載がございますが、条例では大枠を規定し、ある程度普遍的な部分を固めて条例化していきますが、その中で運用にかかってくる部分あるいは少し場合によっては規定を動かしていく必要が出てくるだろうというような部分については規則以下で定めるということであります。

案としましてですが、区協議会委員の選任は、先ほど条例の中にありましたが、この選任の方法については規則以下の中で定めていくということを考えております。現行の区協の決め事の中としましては、委員は団体から推薦をさせていただく者、それから直接指名をする者、そして公募や推薦会などで上がってくる者というような規定があるのですが、こういった細かくどういった人をどのように委員に選んでいくかというような決め事については、これは規則以下でやらせていただきたいということです。

それから、区協議会の運営、これも会議の公開・非公開とか会議録の作成とか、そういった事務的なところになりますが、こういったものは規則以下でやっていきますということです。

それから、区協議会の会長会議というのは、現行の仕組みの中にもあるのですけれども、こういったものも規則以下でと考えております。

それから、コミュニティ担当職員の責務、それから地区コミュニティ協議会の設置、こういったところについても、条例の中に地区コミュニティ協議会を設置することができるということは出てきますが、それ以下の細かいところにつきましては規則以下で規定をしていきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。質疑・意見を許します。

○松下正行委員 まず最初に、現行の区の協議会の条例があります。今回は条例の改正ということだと思うのですが、前の条例は廃止して、新しく条例を立ち上げるという考え方なのか、それをお聞きしたいと思います。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 現行の条例は、区及び区協議会設置条例という条例になっていて、自治法の規定による区の設置と、自治法の規定による区協議会の設置を併せた形での条例になっておりますので、今回も同様に、区及び区協議会設置条例として条例改正でやるということを考えております。

○高林修委員長 よろしいですか。

○松下正行委員 はい。

○高林修委員長 ほかいかがでしょうか。

今日のところは、まず今疑問に思われるところだけまず質疑していただくというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○加茂俊武委員 まず、法的なものですけれども、定数とか任期というのは必ず条例で定めなければいけないのかどうか。これを規則に回してもいいのかどうかというところを1点お願いします。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 自治法の第252条の20の7項に基づくものがどのようにするのが適切かということは、しっかりと調べたいと思いますけれども、通常こういった委員を条例で決めていくものについては、特段何もない限りは人数として条例の中で示すことが適当だと思っております。ただ、上限を示して、その上限いっぱいにするのか、減らすのかということを規則で決めていくということは、規定の組み方としてはあると思っておりますので、そこはすみません、もう少し調べまして、しっかりとした回答をしたいと思っております。現状では条例の中で明確に示すべきだと思っております。

○加茂俊武委員 また、法的なものとの市の考え方と、そのところが分かれば教えてください。

○市民部長 補足をさせていただきます。

任期についてでございますけれども、これについては自治法の当該規定の中で、一応地域協議会というお話にはなりますけれども、4年以内において条例で定める期間という規定がございますので、今のところ任期3年という形になって、これは条例事項なのかというふうには認識をしております。人数については、先ほど構成の図の中でもお示ししているもので、必ずということではなくていいかと思っておりますけれども、任期については条例事項になってくる部分があると考えております。

○加茂俊武委員 それでは、その辺を少し分かりやすくまとめてください。

あともう一点、規則ですけれども、全市共通のものでないといけないのか。地域ごとにある程度柔軟性を持たせることが可能なのか、その辺は法律の問題ではないのかもしれないけれども、現状どうですか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 基本的には、条例は市議会が決めるもの、規則は市長が決めるものという考えでいけば、全市的な決め事までを規則に置いておき、さらにその下の要綱であったり、マニュアルといった部分で各区や、それぞれのカラーを出していくというところがつくりとしては適切ではないかと考えております。

○加茂俊武委員 理解しました。要綱とか、マニュアルとか、その辺で各地域の特色が出せばいいのかと思っております。

○市民部長 これについても若干補足させていただきます。

基本的にやはり地域で運営しやすい形をつくっていくということが、この特別委員会の中でも基本的な認識の上に議論されていると考えておりますので、そのところはきちんと担保していきたい。ただ、そうなりますと、若干その規定ぶりとしましては、かちっと定めるという形ではなくて、文言としてはファジーな形になってくるということはどうしても出てきてしまうかと思っております。

要するに条例の中では、例えば人数は上限とするような規定において、規則でどういうふうに言っていくのか。また、地域の事情があれば、規則についても少しファジーな枠を定めて、細かいことについては運用の要綱なりマニュアルで定めていくというような形で、少しずつ下へ下ろすような表現になってくるということは手法としては出てきてしまうというところは、あらかじめ御了承いただければと思っております。

○高林修委員長 ほかに質問のある方。

○岩田邦泰委員 書き方のお話かと思うのですが、6ページの地域分科会のナンバー2の当局案の中で、指定された地域内で旧区単位という書き方だと、今回場所が変わって、区の線引きが変わったところで三方原とか出てくるときに、あれっという感じになるので、ここはちょっと注釈をつけていただいたほうがいいのではないかと思いますので、それは意見として申し上げます。

○加茂俊武委員 この内容については、また後日議論でいいですね。細かいことを言い始めると、多分かなりいろいろ出てくると思いますけれども。

○高林修委員長 それは先ほど申し上げたように、このところは今示されたことについて質疑があればということですから、協議とか議論については次回以降と思っています。

○鈴木育男委員 5ページのナンバー5の概要の代表会の権限ですが、別にこれでいいのですが、このできる規定というのがどういう判断でどうするのか。当局がある程度これは一番下まで言ったほうがいい、みたいな指導があると思うのだけれども、やはりこういったところは一番大事なものですから、別にそれは決めておいてどうのではないのだけれども、これから行政運営をやっていく中で、このできる規定をどううまく運用して市民の理解を得るか、また市民意見をしっかりと吸収していくかということだと思うのですよ。だから、その辺が少なくともこういったものを決めていく当局と議会が共通認識を持っていたきたいと、そんな感じがしました。

○高林修委員長 御意見ということでよろしいですか。

○鈴木育男委員 はい。

○齋藤和志委員 今の5ページのところの代表会の権限等で、3、市の責務で、さっきお話しさせてもらった地方自治法の第202条の7の中で、いわゆる、これは市の責務としてこの諮問事項、この3つポツ書かれていますけれども、これは市が判断して諮問していくということによろしいですね。

それで、今度この代表者に関しては、多分さっき言った条文からすると、1項のところ、地域協議会が必要と認めるものという表現があるのですけれども、それはどう解釈したらいいかと思ったのですけれども。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） ちょっと今必要と認めるものというものがどこを、指しているのが少し理解できていないところですが、どの部分のことでしょうか。

○齋藤和志委員 第202条の7第1項のところ、市の責務として、この3つの中から地域協議会でも代表会議でもいいのですけれども、そこに諮問しますとなっています。地域協議会が必要とするものについて審議できる話になっていると読めるのですけれども、そのところは例えば今現在の条例案のところ、何かしら書いているところはどこになってくるのかという質問です。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 5ページの部分では、諮問をしなければならないものということで、(1)として諮問事項3つを挙げています。一方で、7ページの地域分科会に対しての市の責務というところで、同じ諮問しなければならない事項として(1)で諮問事項を挙げております。それ以外に(2)の部分で協議・報告ということで挙げているものが、法律マストではなくて条例の中

でこれを上げていくという、市の重要施策ということというような文言に基づいて、これを上げていくというところをイメージしている部分になります。

○齋藤和志委員 はい、分かりました。そうすると、市の責務はあるのですけれども、結局6ページのナンバー5、地域分科会の権限等のところで、1の地域分科会の権限の3つ目のポツで、市から諮問されたもの及び意見を求められたものについて審議し、市長その他の市の機関に意見できるという、こういうことですが、これで地域分科会は自分たちの中でこういったことの議論が必要だということの審議というのは、これはできるのかということ、この中でどういうところを見れば解釈できるかということです。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 今の6ページのところでいきますと、市長その他の市の機関により諮問されたもの及び意見を求められたものということで、市から何かしらアクションがあったものに関して意見を述べていくという部分がこの部分になりますが、それ以外のところで上の2つのポツ、地区コミュニティ協議会が下から意見が上がってきたものについて自ら議論をして、市から意見を求められていないものに対しても意見を述べることができますし、2つ目のポツについては地域づくりに関することについて地域分科会自らが発案をして、議論をして、そして市から求められたものでないものであっても意見を述べるということで、この部分で表しております。

○齋藤和志委員 そうすると、今の2つ目のポツについては、これは第202条の7の規定のところとは関係がある、ない、それだけなのですか。だから、いわゆる市の独自の条例の中で定める事項なのか、それとも地方自治法の第202条の7の中で読めるところがここに反映されているかという、その違いですけれども。

○市民部長 こちらについては、市オリジナルの規定と御認識いただければと思います。あくまでも諮問するものについては自治法の規定を引用して定めているのであって、地域分科会が自発的もしくは地域自治のいわゆる地区コミュニティ協議会から提案、意見、要望が上げられて地域分科会でもんだものについてというお話は、今回の区の再編に伴って、自治法202条の7の規定を踏まえて市オリジナルでつくっていく仕組みというふうになっていますので、そのところは分けて考えていきたいと考えております。

○齋藤和志委員 はい、分かりました。

○太田康隆委員 六法全書がないのですが、法律の立てつけとして、今、浜松市の区の設置及び区協議会の設置に関する条例ということで1本の中に入っていますよね。今回についても1本の中でやっという想定でおられると思うのだけれども、それを2つに分けるということはできるのですか。区の設置に関する条例と区の協議会に関する条例を別のものにすれば、区の設置に関する条例の規則以下とか、改定も含めて、そういうこともかなり裁量枠が広がるというか、緩やかな設置にできるものなのか。2つの条例にできるのかということをお伺いします。

○市民部長 特に自治法の中で2つを1つにというお話はなく、それぞれ条例で定めると書いてあるのみでございますので、我々のほうで当初の合併をして政令市になるときに、こういう形で2つを1つにした条例で定めているということですので、この際、それぞれの条例で立てていくということは手法としては可能でございます。

ただ、当局とすると、せっかくこの条例がもう走っておりますので、これの改正で対応が可能であるというふうに考えているところでございます。

○太田康隆委員 1つ条例の改正でいくということになると、先ほど部長が言われたように、大枠を

条例の中で決めておいて、例えば定数であるとか、協議会の委員の定数であるとか、そういったものを当然条例の中に盛り込んでいかないといけないわけですから、あと、細かなところは規則で対応していくとか、そういうようなつくり方の話として、2つに分けられるということであれば、そもそもどう事務執行していくかというあたりが主になってくる区の設置条例と、それから、自治に関わるコミュニティーのところも含めてどうやっていくかという区協議会の中身というものが違うので、考え方とか規則のつくり方なども分けてしまったほうがかえってやりやすいのかと、そんな気もしたものですから、あえて確認をさせていただきました。そうすると市の方針としては、1つのものでの改正でいきたいという考えでいるということですか。

○市民部長 おっしゃるとおりでございます。ただ、今の現行条例の改正という話でいくにしても、例えば御案内のとおり、新しいお話として地区コミュニティ協議会等については市のオリジナルということになりますから、この条例の中で盛り込むという形にしております。ですので、条例で何をうたっていくかについては、特に法の定めがない部分については、市の独自の判断で、これを条例事項とするということは、そういう意味ではいかようにも可能であるということになりますので、そうしますと、あえて今1つになっている条例を割って整備をしていくということとあまり実質的な差はないのではないかと考えております。

○松下正行委員 私が一番最初に言った条例の改正というのは、今、太田委員が言ったようなことも含めて私も考えたので、確認をしたというところであります。太田委員の発言は賛成です。市の独自のものをなるだけ規則ではなくて条例に盛り込めるように、区の設置とは別にして、2つの条例でやったほうがいいのではないかと思います。

せっかく任意ですけれども、地区コミュニティ協議会が新たにできるところはやってもらって、そこから地域の意見をなるだけ多く吸い上げていこうという仕組みと理解していますので、できれば2つに分けて条例に盛り込めるように柔軟な対応がいいかと。さらに細かい部分は規則等でうたうというほうがいいのではないかと思います。

それと、この6ページの地域分科会の権限等というところの1の分科会の権限が3つポツがあるのですが、1つ目と2つ目のところの文面の言葉尻ですが、必要な場合はというのは両方とも入っています。これは必要ではない場合は上げないということになると、意味合いとして何か基本あまり上げないみたいなイメージに理解してしまうのですが、ここのところは文言を変えて、なるだけ上げていくという表現にしたほうがいい気がするのですが、そうすると、せっかく地区コミュニティから様々な意見が上がってきたときに、地域分科会で全部切ってしまうと、少数だけ上げていくみたいな、何かそういうイメージがあるのですが、ここの辺の考え方というか、この言葉尻というのはどういう意味合いなのでしょう。それを確認したいと思います。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 「必要な場合」のところは、何かを除外しようとか、そういった意図を持ってつくった部分ではございませんので、積極的に意見が上がるように、条例の正式な文案をつくる時点ではもう少し考えた文としていきたいと思っております。

○市民部長 繰り返しになりますけれども、今の現行条例の改正方式でいく場合と、区の設置と区協議会の条例をそれぞれ分けて整備していくという方法、これはあくまでも手法の違いのみでございます。その手法の違いによって条例に盛り込める事項の制限等があるというものではございませんので、そのところは、1つだから条例事項には上げづらいとか、分けたほうが条例事項として上げていけるということは基本的にはないものと当局としては考えております。そこはもう定め方という形1つだと

思います。

あと、文言については、また今後これについての議論が次回以降、この委員会の中でされていくと思っておりますので、もしよろしければ、こんな文言をつくらうかというようなものも御意見として具体的に挙げていただけるようであればありがたいというふうに考えております。

○高林修委員長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、私から、基本構成数に戻っていただきたいのですが、ここで聞けばよかったのですけれども、3問ほどあるんですが、区長のところに区の協議会に出席しとなっていますよね。この区の協議会というのは代表会を指しているのでしょうか。まず1点、確認です。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 区長がそれぞれの区に1人しかいないということを考えると、代表会というイメージはしておりますが、ここを決め切っているわけではありません。地域分科会の中で出ていく必要があるものについては区長として、オブザーバーというか、意見を受ける側の立場として出ていくべきものであるとは考えております。

○高林修委員長 その質問に関連して、4ページのナンバー7、市及び市長等の責務となっておりますが、この市の中に区長も入っているということですか。2ポツ目で、区の協議会の意見を受け止め、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないとなっているけれども、これは市と市長としての責務になっているのだけれども、これはあえて区長の責務と読み替えることができるかどうか教えてください。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 市の組織ということなので、市と書いてあるところには当然区長も含んでいます。

○高林修委員長 ということですね。確認です。

3点目、ナンバー8、区協議会の庶務は、当該区の区役所及び行政センターにおいて行うということだと、7つの旧区役所に事務局を置くということですよ。そうすると、地域分科会についても事務局を置くということですよ。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） ここで言っている区協議会は大きい意味での区協議会であって、区役所、行政センターに置くというのは、区役所には代表会の事務局、行政センターには地域分科会の事務局ということを想定しているものになっています。

○高林修委員長 はい、分かりました。確認です。

あと最後ですけれども、この基本構成（図）にせっかく1-③とか②とか書いてもらっていて、これに充て込んでもらっているのだけれども、落ちがないかどうか確認しておいてください。お願いします。

ほかはやよろしいでしょうか。

○市民部長 今、委員長からきちんと確認をしておくようにというお話がございましたことについて関連するお話です。当局として漏らしているということではございませんけれども、協議会の基本構成（図）の真ん中のところにございます区の協議会、地域分科会から代表会へ上がるところに、地域分科会の代表者が代表会の委員にというようなコメントがございます。それから、そのすぐ下を見ていただくと、今度地域自治のところから地域分科会のほうへ上がる矢印で、50地区の代表者が地域分科会の委員にというところの記載がございます。これについては、我々としては認識しておりますが、今回、条例の規定事項の中には御案内のとおり、記載がございません。漏らしているわけではないのですけれど

も、こここのところがもし条例事項とすべきだということであれば、これは議会のほうから御指摘を頂ければと思っております。今のところは、これは条例事項でなくてもいいと考えているので、載せていないというところでございます。

○高林修委員長 はい、分かりました。

それでは、本件につきましては会派に持ち帰り検討することといたします。次回委員会にて条例や規則で定める事項や内容を協議していきたいと思っておりますが、そのためには質問事項等をまとめていただきたいと思っております。

当局への提出期限ですけれども、私のほうでは今決めかねておまして、期限等については当局と調整して、改めてお知らせをしますが、なるべく早い段階で質問事項を各会派まとめていただきたいと思っております。

それでは、本日の協議事項は一通り終了いたしました。

次回の委員会につきましては、9月5日月曜日午前9時30分から開催をいたします。

協議内容としましては、区名の募集の結果の報告と区名候補の選考方法について、当局から示していただくもので確認をいただくとともに、協議会の在り方については、先ほどから御質問等頂いておりますが、条例の規定事項をなるべく固めていきたいと考えておりますので、御承知おきください。次回の委員会では区名募集の件、それから協議会の在り方の2点について協議をしていきたいと思っております。

以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

12:00